

## 平成26年度 第2回 奈良県環境審議会議事録

日 時 平成27年 2月5日(木)  
午前 9時30分～12時00分  
場 所 やまと会議室 5階 大会議室

【出席議員】 (会長) 花田委員、(副会長) 中澤委員、藤井委員  
辻委員、樋口委員、久委員、村松委員、高柳委員、田中委員、関委員(代理:坂倉氏)、森委員(代理:小山下氏)、今中委員、大植委員、坂口委員、北野委員

### 【議 事】

- (1) 徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について
- (2) 平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- (3) 次期奈良県環境総合計画の策定について
- (4) 「環境影響評価審査部会の設置等について」の変更について

## 【議事 1】

田中委員：議事に入る前にお願いがございます。先日現場の方へ調査に行くという案内を頂戴しました。しかしお手紙を頂戴してからの日数があまりなかったために、残念ながら私は参加することができませんでした。ぜひ日程調整についてはある程度余裕をもってご連絡をいただきたいと思います。

会長：分かりました。次回から現地確認についてはもう少し早めにお知らせいただけたらと思います。では、改めて今のご意見に関連することですが議事に入らせていただきます。次第の議事の1番、「徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に関する意見について」、ということでございます。当案件に関しては、平成26年10月7日付けで、知事より当審議会宛に諮問があり、環境影響評価審査部会にて審議いただいていたところです。それでは環境影響評価審査部会の藤井部会長よりご報告をお願いいたします。

藤井部会長：それでは、「徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に関する意見について」、平成26年10月7日付けで奈良県知事から諮問があったことを受け、環境影響評価審査部会では11月10日、14日の2回に分けて現地確認を行い、12月12日、平成27年1月16日に環境影響評価審査部会を開催し、各委員から専門的知見により意見をいただき、審議を行いました。その取りまとめについて、今から報告させていただきます。その他、環境影響評価制度、事業の概要、部会報告については事務局より説明させていただきます。

事務局：それではご説明させていただきます。資料1-1につきましては、平成26年10月7日付けで奈良県知事より環境審議会宛諮問させていただきました。初めに環境影響評価制度についてご説明させていただき、その後、方法書の概要について説明し、続いて環境影響評価審査部会における審議内容という順番でご説明させていただきます。前に設置しましたパワーポイントによりご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局：パワーポイント資料により事務局から説明

事務局：続きまして資料1-2をお願いします。各環境影響評価要因の、2頁目から3頁目の意見は、先程説明しましたので、1頁目のみ読み上げさせていただきます。

事務局：資料1-2 1頁目読み上げ

事務局：続きまして、資料1-4をご覧ください。対象事業に係る環境影響を受けると認められる地域となる、大淀町、高取町、明日香村より意見がありましたので、ご報告させていただきます。続きまして資料1-5をお願いいたします。先程ご説明いたしました部会報告案に基づき、審議会答申案を作成しております。資料1-2の部会報告案と同じ内容になりますので、説明は割愛させていただきます。事務局からの説明は以上となります。

会長：ありがとうございました。まず、私たちの中で理解を共有させていただきたいのですが、まず資料の4頁を見て下さい。条例が改正になり、今年の4月1日以降は配慮書手続から事業者は実施しなくてはなりません、今はまだその前ですので方法書からになります。今は事業者から提出された方法書に関して、部会で専門の委員の先生方がご審議下さり、部会から報告された段階です。これについて環境審議会で審議を行うというところです。この審議に基づき、方法書に対して審議会から知事へ答申することになっています。方法書というのは事業者がアセスメントを実施するときの評価項目や評価手法をどのようにするかが記載されていますので、それについて部会において審議いただき、不足等に対して所見をいただいたものです。事業者から提出された方法書と、先ほどは部会での審議内容を説明いただいたということです。本日、審議会で審議いただくことは、その評価項目や手法が適当であるかなどを部会で審議いただきましたので、その答申案に対して、ご意見をいただくこととなっております。これを共通の理解とした上で、資料1-5の部会報告に基づいた答申(案)を審議会の答申としてよいかということです。今後、アセスをした結果についてもチェックしなければならないのですが、今回はアセスをする項目や方法について審議いただくという認識をお願いします。その上でご意見をいただきたいのですが、まず私からご質問します。資料1-4の市町村意見はこの答申案のどの辺りに反映されているのかを教えてくださいたいと思います。

事務局：高取町と明日香村につきましては、ご覧いただいた通り、環境への負荷をできるだけ軽減することや、負荷を低減するよう事業者にご指導されたいという内容になっておりますので、これは先程説明しました最初の1頁にまとめさせていただきました。大淀町の意見については対応のところにも記載していますが、事業実施区域の周辺への影響及び事業特性に踏まえ指導を行うとしています。特に大淀町からご指摘いただいた「長期的な事業であるため環境影響の予測及び評価については慎重に検証し、対策を含め準備書に反映されたい」というところも、ここに反映させていただいたところです。

会長：分かりました。答申案の1頁目の記の下の「対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また長期間の事業実施を予定されており、自然環境及び周辺的生活環境にも影響を与えることが懸念されることから、以下の点に配慮して長期にわたる段階的な事業の進捗状況も踏まえて環境影響評価が行われることが適当である。」というところに反映されていると考えてよろしいですか。

事務局：はい。

会長：分かりました。それでは、特に資料1-5の答申案についてご意見ご質問がありましたら、よろしくお願いたします。

田中委員：部会の皆さまには深くご審議いただきありがとうございます。ただいまの説明を聞きまして、方法書の2-1頁に「事業の目的」として「しかし、骨材残存量が約2.8年となり、今後も採石場を継続していくためには」とある現状認識については、部会でご審議、ご意見はいただいたのでしょうか。人口減少でどうなっていくのかという部分と、今後の工事業を踏まえてどのくらいの拡張事業が見込めるのか、そういうことを考えていくことが大切ではないのかと思います。

藤井部会長：現状の認識や骨材残存量については具体的な審議はしておりません。恐らく現状のまま稼働していくという認識で計画されていると思いますが、今後の人口予測等そこまでの予測はしておらず、部会で

の審議はしておりません。

会長：ありがとうございます。

事務局：県サイドから委員のご質問にお答えしたいと思います。先程、委員長からもご説明のありましたとおり、お手元にある方法書は評価をする上での事業者からの実施計画書です。これに対し、法の枠組みの中で知事は意見を述べる際に、専門家の皆さまの意見を聴く、あるいは市町村長の意見を聴くというのが大前提となっております。事業を拡張するにあたっては、環境影響評価をしなくてはなりません。現地の状況を言いますと、現地説明会に関しては、誠に申し訳なかったと反省しております。委員ご指摘のとおり、しっかり段取りを付けて実施すべきだったと反省しておりますが、現地の状況、ほぼ現許可の範囲は終了に向かって近づいております。そこで事業者が事業の拡張を行いたいため事業者としても事業を継続していきたい、だから法に基づき環境影響評価をするので、知事の意見を求めるという枠組であることを理解していただきたいと思います。

田中委員：もちろんその通りだと思いますが、今この審議をしていただいて、権利を得ることができるのですね。事業計画と環境影響評価について、知事も了解となりますね。

事務局：あくまでも拡張していくためには、最初に環境影響評価の実施が条件で、これは認可でも許可でもありません。環境影響評価としては、長期にわたるので、環境保全措置等を段階的に確認していくということになります。事業者は、事業をするためには、採石法や森林法等、各個別法で規制の解除を求めたり、業の認可を求めたり、個別の法律をクリアしていく必要があります。採石法につきましても、拡張する、しないに関わらず5年の更新というのがありますので、行政サイドとしては各個別法とアセスをうまくマッチングさせながら今後長期的に見ていくということになります。ですから委員のご指摘のとおり、今後、社会情勢によって、骨材がどうなっていくのかというのは全国的に業と関係することとは思いますが、今ここでは、環境影響評価の審議で我々が議論すべきことではないかと思えます。

会長：ありがとうございました。田中委員、よろしいでしょうか。

田中委員：はい。

坂口委員：1月30日の現地確認に隣の大植委員と一緒に行かせていただきましたが、大変なことになっています。40数年の計画がありますが、膨大な面積が掘削されていくと私は思います。調整池等下の方にかなり大きなものがありますから、問題はないと思います。相当な雨が降ろうと大丈夫だろうという気がしましたが、一番上へ登ると、向こうの壁は大きいです。距離が分からない程深く掘ってあります。これからどんどん拡張していくと大変なことになると私は思います。今これだけの石を採らなくてはいけないということはよく分かりますし、許可しないといけないのかもしれませんが、大塔村にも川砂利が残っているはずですが、それを使えないのかと思います。環境アセスメントが完了しようが、山をつぶせば必ず害が出てくるのは間違いありません。後から植栽するのは当然その通りと思いますが、事業をされること自体は、土木に関する石ですから反対はしにくいのですが、いくら環境審議会で言っても必ず害は出ます。ですから腹をくくって私たちが了解するかどうか、というだけかと思えます。このままにしておくのが本当は一番良い

が、大きくなっていくのも仕方ない、その辺りが悩むところかと思います。色々なことに関しては全てクリアされていると思いますが、環境に対することであれば、いくら調査されてもゼロではなく、悪影響は出てくるかだと思います。それでしたら先程申し上げた川砂利をもっと有効利用できないか、と思うのですが、いかがでしょうか。

会長：大植委員、いかがですか。

大植委員：先だって坂口さんと一緒に行かせていただきました。しかし、今仰った大塔等の砂利をうまく利用する方法も考えていただければいいかと思います。向こうは持って行くところがなくて困っているのですから、そこを県から指導していただけたらと思います。うまく使うと言うのが世の中の仕組みだと思うのですが、いい知恵があれば考えていただければと思います。そして、現地に行かせていただいて、きっちりされていて、埃もきちんとなされていると私は思います。

会長：ありがとうございます。4月1日以降でしたら、配慮書からの手続きとなりますので、事業計画そのものについても意見を申し上げることが可能となっています。ゼロオプション、つまりその計画をするかしないかも含めて複数案を出さなければならないとなっています。しかし、今は4月1日より前に方法書の公告がありましたので、その辺りのことは申し上げにくいというのが現状です。ただ、確かにこれは大きな事業だということ、範囲が広く期間が長いというところ、これは以前からこの審議会の中で意見が出てきているところではあります。ですが、今回は方法書に対する意見なので、審議会として特に意見を付け加えることはできないという気もします。後は、環境への影響は必ずあります。環境に影響のあることは恐らく経済活動の多くは環境に影響のあることになってしまうわけですが、ではどうするかということで考えられた方法が、この条例に基づいてきちんとアセスをなささいということです。また、アセスに関しては事業者都合のいい項目だけではなく、色々な方面から環境影響に関して評価しなさいと意見が言える、そういう仕組みになっております。評価したから良い、というのではなく、評価の中で問題があれば、それに関しては指導できますので、そういう形で事業活動の環境への影響を規制していくことが私たちにできることとなります。皆さまのご意見は非常にご理解できますが、皆さまの思いは私の思いでございまして、これだけの規模が果たして必要なのか、このやり方で良いのか、余っている物があるので経済としてそちらを使えばいいのではないかと等、色々申し上げたいことはありますが、諮問されていることは、この方法書はこれで良いかということでございます。これに対して、部会委員の方がそれぞれの専門の角度から色々意見を仰ってくださったので答申案が提出されている訳でございます。

事務局：それに関連しまして、環境影響評価はまず法律がございまして、今回の議論は条例に基づいて実施しております。法律の中には、環境影響評価制度については、対象事業というのを決めており、すべての事業が対象という訳ではございません。法律では道路、河川、鉄道、飛行場、発電所といったものが13種類ございまして、その中に採石業というのはありません。法律では採石業というのにはアセスを実施する必要がありません。しかし、各都道府県では独自の条例を設けて、この法の要件に加えています。そして、奈良県では、採石業に対する規模要件を、都道府県では全国で一番厳しくしています。事業者からは色々意見もございまして、奈良県は3ha以上という要件を設けています。次に全国的に、特殊な例を除き、奈良県の次に厳しいところで10ha以上となっており、多くの府県では20ha~30haを越える採石場についてアセスを実施するようになっております。このような中で奈良県は3ha以上という要件を堅持しております。ということで

事業者には無理をおかけする面もあるのですが、3ha を越えるものは環境影響評価しなくてはならないというのが条例です。今委員長が仰ってくださったように、条例に基づき、方法書が提出されましたので、条例に基づき知事は意見を述べなければいけません。この審議会では、このことについて答申をいただきたく、その審議をよろしく願います。

会長：ありがとうございます。辻委員どうぞ。

辻委員：今、既に事業を実施しているところはアセスを実施されて認められたわけですね、それが何年前なのか教えていただきたいと思います。事業者が骨材を生産して、生活者としてはそれほど関わっていないことだと思うのですが、結局、開発することで色々な痛みも出てくると思います。この修景緑化のところも「具体的な内容を記載すること」となっていますが、40 年後に、本当に実施されるか信じられず、企業の体質評価や組織という面から、環境とは少し違う視点から意見は言えないのかと思います。計画がきちんと実施されるということを担保できないのかと思います。

会長：ありがとうございました。今2点ご質問がありました。現況の採石場についてのアセスがいつ実施されたかということ、それから今後長期間にわたって事業者の行動をチェックする仕組みがあるかどうかという2点かと思いますがどうでしょうか。

事務局：1点だけ説明させていただきます。先程、方法書は事業者からの実施計画書と申し上げました。それで皆さまのご意見をいただいて知事からの意見を述べ、事業者に修正を求めて調査予測評価に入っていく、これは調査予測評価をどう実施するか議論でございます。もう一つの議論が、調査予測評価の対象となる事業が、計画どおり実施されるのかの懸念があるかと思えます。その中に緑化などの対策が含まれますが、これを行政としていかに担保していくかについては、環境影響評価に知事が意見を述べたところで、この事業者がここで採石をする業の認可を取得した訳ではございません。採石の認可を取るためには、それに基づく法や条例、或いは関連する、例えば林地の開発、文化財の関係、河川の洪水調整等、実施レベルで各個別法をクリアしていく必要があります。採石業につきましては、更新が5年というタームがあります。こういうタイミングなり各個別法の個別審査において、この環境影響評価書に記載内容と突合せながら行政としては指導監督していくこととなります。

会長：もう一点いかがでしょうか。

事務局：事業の開始や法律の関係ですが、事業が開始されたのは昭和45年から聞いております。環境影響評価法ができましたのは平成9年6月、続きまして奈良県環境影響評価条例が平成10年12月に公布されております。そのため、それ以降の事業につきましては法や条例に基づいて環境影響評価が実施されております。

高柳委員：修景緑化について、部会報告としては「具体的に記載する」とあり、意見のポイントとしても「計画の内容についてより具体的に記載されたい」とあります。これはどういうことを指しているのでしょうか。例えば5年ごとに事業を更新し、5年毎に緑化していく、事業の年度内に勝手に緑化をしますと言っているだけではないでしょうか。どの採石場でもほとんど緑化などはされていないと思います。完璧に終わって、

もう触らないという部分だけを緑化すれば5年10年やっている採石場でも緑化しているという意見になるのであれば、この審議会の中で緑化をすると書いていけば、免罪符となっているのではないのでしょうか。これがどういう意味を持っているのかが反映されていないのではないのでしょうか。岩を丸だしに置いて、放置させないという意思表示だけをここに書いておけばいいのでしょうか。何を具体的に書くのかをこの場所で話をしておかないと、何を書いているのか分かりません。

会長：いかがでしょうか。

高柳委員：もう一つ、散水の実施状況についてとありますが、工事現場と同じで、散水車を置いておけば、散水を実施しているという意思表示になります。置いておくだけでどこの採石場に散水しているのでしょうか。それを担保することもどこかに書く必要があるのではないのでしょうか。ここがどういう場所かは理解しています。しかし、他のところは結構論議の深まることがありますが、書いても何にもならないことは書かなくていいのではないのでしょうか。書くところは精査した方がいいのではないのでしょうか。例えば豪雨時のところ、前回の採石場の時も現在も突発的な大雨があるからと言いました。今回は既に含めて書いてあるからもうないと言う意味で具体的な意志としてまとめていく必要がありますが、1のIのような話は何を期待して書いているのでしょうか。緑化計画もそうです。実効性がないようでしたら書かなくてもよいのではないのでしょうか。

事務局：修景緑化計画でございますが、方法書の2-13、A3の資料をご覧くださいませでしょうか。2-13、14で、事業の開始前から事業完了時の平面図まで記載しており、順次緑化する中で、事業が完了したときに全域を緑化するという計画になっております。緑化の方法については2-32頁をご覧ください。こちらに緑化計画についての記載があり、基本方針としては完了後速やかに自然と景観の回復に努めるとあり、また完了後の跡地は「奈良県林地開発許可制度の手引き」に基づき緑化を行い、生態系に十分配慮し、在来郷土種を可能な限り利用する、とされています。

高柳委員：緑化計画が進んでいるというところの確認など、事業の石の採り方で、どこを緑化するのかという状態で長い間放置されていると思います。写真を見ても草が生えているくらいで、木は植えられていません。例えば、この大きな事業所の中で、本当にここまで岩をむき出しにした状態で土を採らねばならないのでしょうか。緑化が進んだ段階で岩を採っていくというような縛りをするべきではないのでしょうか。緑化できたところが事業所の中の何%か、例えば半分以上の緑化を常に担保するというくらいの縛りをかけてするくらいでなければ緑化計画を行っている意味がないと思います。岩を採るところは事業計画のうち3割で実施いただき、3割採って緑化が進んだらまた増やすということを議会や条例で作らないといけないと思います。緑化計画というのは何をどうするか分からないことを知事に出すのではなく、もっと厳しく緑化計画書かないと意味がありません。審議できる限界というのも分かりますが、その中で何とか出来ないのかという論議もしていただきたいと思います。

事務局：ごもっともなご指摘だと思いますが、ご理解いただきたいのが、環境影響評価条例に基づいて、こういう環境影響評価を計画させ、事業者が実施するというのは、これで3件目でございます。奈良県では3ha以上と全国で最も厳しい規模要件を設定しております。大気水動植物を含めてアセスを実施するのですが、その中で重要な要素として景観・緑化というのは部会でも相当議論していただきました。その結果とし

て、採石業というのは山を削っていく訳ですから、事業者の考え方として事業終了後、緑化するというのが従来の枠組みあったと思います。しかし、アセスというものを実施することによって、事業者に対し一定段階的に、終わったところから緑化し、そして知事への意見で具体的に準備書に記載することというのは、今回の方法書では段階的にどの場所を緑化するか計画はあるのですが、その場所は種子吹付か、植林するかまで検討いただきたいという内容で、部会から意見を出し、県の環境サイドから指導していくこととなります。それで可能なのかということは先程来申し上げているように、各個別法で事業者を指導していく、これからの長期の流れの中でアセスの結果をどのように担保していくのかにかかってくる問題だと思います。

久委員：私も部会の委員をしており、私に関わるようになって採石の事業は3件目ですが、前の採石場の方法書の際は従来型で、全て採ってから緑化をするという計画内容でした。これについては途中でも緑化できる場所は緑化するように意見を述べたと思います。今回は最初から途中緑化するという計画で出てきており、そういう意味で一步前進、釘をさせたということだと思います。今後、準備書の中で、本当に効果的な緑化ができていくのかということやシミュレーション等をチェックしながら、こちらにも緑化した方がいいとかということや、今後部会でも審議させていただきたいと思います。

会長：久委員ありがとうございます。高柳委員、メンタルになってはいけないというご発言だったかと思うのですが、そういうことでまた段階的にチェックをしていくというご説明だったと思います。では村松委員、どうぞ。

村松委員：もしかしたらこの審議会の話ではないかもしれませんが、方法書の4-71頁を見ると、景観保全地区の区域の中に実施区域が延びていることに対して、どう評価するのでしょうか。景観保全地区に指定されている区域と、その中で作業されていくことに対しては評価しなくていいのでしょうか。

事務局：景観保全地区につきましては、奈良県自然環境保全条例で、1回の採取面積が1ha以下で、その都度届出をしていただかなくてはならないという地区となっております。

事務局：もう少し補足させていただきます。景観保全地区は規制が厳しく、網をかけております。規模として1haごとに協議しなさいということになっております。今回の事業の拡張計画、或いは緑化計画と整合をしっかりと取れるように、これは県庁の中の課どうしなので、連携して指導監督をしていくということになります。

会長：よろしいでしょうか。中澤委員お願いします。

中澤委員：緑化計画では、今から10何年後に緑化が始まるとなっております。つまりそれまでは現状のままとなっております。今から10何年後に緑化ができないとなった場合、その部分はどうなるのでしょうか。例えば、税金で緑化するようになるのでしょうか。その頃は恐らく私たちはここにいないが、誰が責任を取るのでしょうか。

事務局：事業の頓挫というのは、10年20年前だと大型の住宅開発、ゴルフ場開発が頓挫した例はあると思

います。事業をするにあたって、必要なアセスというのがあり、後は個別法で確認していくことになります。本件の業の認可は、採石法に基づき、採石業を認可する際に平常実施の継続性も見据えながら指導していくことになります。

中澤委員：そういうことではなくて、緑化できなかった場合はどう対処するのかということです。できなかった場合、環境審議会は一切責任取らないのですか。

坂口委員：取らなくていいと思います。取りようがないでしょう。ここはやり方が正しいかを見ているだけでしょ。そのやり方が正しいか間違っているか、そこから先は別のところですよ。これは完全な縦割り行政です。私たちは許可を出すわけでもない、責任を持つ必要はないということでしょう。

事務局：そこは誤解があるかと思うので説明させていただきたいのですが、この審議会では意見をいただいて、環境影響評価の方法について事業者に対して意見を述べるのですが、各個別法が縦割りで許可をするというのはアセスを無視するという事です。環境サイドとしてはアセスでの記載内容を、事業者がいかに遵守しているかということ、許可の時点時点で、各課と調整するということも申し上げているのです。皆さまから意見をいただいてまとめた環境影響評価の方法はそこに意味がある、環境影響評価を実施していないのに、各個別法の許可や認可、協議は終えられないということも申し上げております。

高柳委員：村松さんから景観保全地域のことで指摘がありましたが、何年後には伐採するということはこの場所で進めています。私の意見は保全地域のところとまず話をできてほしいと思います。何年後かになくなるということアセスをするということは、暗黙の内に認めるということではないですか。これでしたら景観保全地域の方々に任せるということになります。ですから、ここを対象区域にすることは、その話が済んでからあがってきたらいいと思います。私たちはそういう今後の責任を負えないのにアセスを認めるのですか。私は、そういうことはしたくありません。まずはこのことを決めているところと話をできていただきたいです。それでもって論議をしていかないと、この地域についてはおかしいと思います。

事務局：まず、事業者は各個別法については事前に色々な調整はしております。アセスではこの事業エリアで事業者が採石するにあたって必要な環境影響評価です。景観保全地区と、個人の財産権や土地の使用権に対して、土地の改変ができるのかどうかという入口がありますが、ここは禁止されておりません。手続を経る時に1haという規模要件があるとご理解いただきたいです。その1haの届出の協議を行う際にも、今皆さまに審議いただいているこの影響評価の内容については、その内容を踏まえて事業者の指導にあたるというのが県の仕組みになっています。

会長：今のところは大変よく分かるのですが、私自身が分かりにくいのは、景観保全地区の景観保全の区域に対してアセスをするわけですね。その中で景観の部分を見ると写真を撮る等しか書いていない、景観保全地区の評価方法は、写真を見て判断するというだけでいいのかと疑問が残ります。

事務局：景観保全地区の条例等でどこまで制限できるかという議論かと思えます。枠組みとしては届出制度があって、平たく申し上げますと個人に個人の財産といえども勝手に事業ができず、役所に届出ることになっており、所管するところの届出内容を審査し、判断するとなっています。今回は採石業の計画エリアに保

全区域があり、採石業の計画を前提にして評価するとなっております。

村松委員：仰っていることは分かるのですが、景観を評価するというのはその判断基準が難しいかと思いません。

会長：その通りだと思います。環境影響評価というのは環境面で評価します。事業者がこういう風にやりますというのを環境面から評価するというので、審議会では残念ながらそれしか審議できない訳です。ですから、最初のご挨拶にあった「きれいな奈良づくり」ということを元に、例えば採石の認可をするところであったり、保全地区の届出を判断するところであったり、事業者がすると言っているのであるから奈良の経済のためにもいいのではないかと、ということで本当は将来の町の姿をどうするかということに向けて、各部署が同じ方向を向いていれば、多分今仰ったような意見は半分以上出ない話かと思えます。ただ残念ながら、条例についても環境部署の話になってしまっています。本当は一番大切なことだと思います。それを大切にせず経済活動も生活もあり得ないと思えます。よく言われますが北欧やヨーロッパのある国ではそういう風になっています。アジェンダが一番上にあって、それに基づいて交通政策、雇用政策、経済政策が動くので経済の活性化と環境保全が両立しています。しかし、日本の今のままの形では両立というのは非常に難しいと思っています。今回の議論で出てきたのはそういうことだと思います。事業者に関係することがこういうところに出てきてしまうというのは大変残念な気がします。ただ、今の制度ではそうっておりますので、今回環境影響評価審査部会の委員の方々には色々細かくご審議いただいて、ありがたいと思っているのですが、ぜひより細かくご審議いただいて、詳しく厳しく言っていただければと思います。こういう仕組みになっている以上則っていくしかないと思えます。逆に言うと、例えば、先程から出ている意見については、条例で作っていただいたらいいのかと思えます。そして、条例で作ったことを、今度どうしたらよいかをここで審議する形になればと感じています。

北野委員：よろしいですか。今、緑化の話がありましたが、答申を見ると「具体的に準備書に記載する」となっております。そこでまたいろんな意見が言えるのかということと、先程からあるように緑化計画などは個々の法律が絡み、林地開発の許認可になるかと思えますが、その辺の前後のスケジュールがひとつのポイントになるかと思えます。他の許認可との関係について、ご説明いただきたいです。

会長：ありがとうございます。いかがですか。

事務局：先程冒頭に委員長の方から手続の流れについて説明がありましたが、今は「方法書」の議論となっております。これが固まりましたらこれに基づき調査予測評価を行い、「準備書」というのが出来てきます。これは調査等の成果報告書だと考えてください。これに対してもう一度知事が意見を述べる、そのために、再度、皆さまのご意見をいただく機会があります。今申し上げた「準備書」ができあがって、これに知事の意見を合わせて、最終「評価書」というのが出来るのですが、これは準備書の修正バージョンだと思って下さい。この「評価書」ができるまでは、各個別の認可には移れません。ですので、森林法に基づく林地開発は後発になります。

会長：北野委員よろしいですか。

北野委員：はい。

田中委員：先程申し上げたことですが、最初に書かれているそもそもの部分、なぜこの事業をするのかについての資料を、将来の需要予測など採石事業が貢献するのかといった部分が、正確に記載されていれば、一般の人にもよく理解していただけるのででしょうし、色々と前向きの議論もできると思います。この部分がこれだけしか記載されていないのであれば、ここで決めたり相談したりしたことがどういう風に評価されるかにおいても、ずっとレールに乗った形の結論でしかなかったのであれば、それはあまり良いことではないと思います。ですので、将来どういう見込みをもとにこの事業をしようとしているのかということのを是非付け加えていただければと思います。

事務局：一民間事業の商売の計画の問題と、もう一つは骨材の県内自給率の問題があるかと思っています。少なくとも県内自給率は100%ではございません。物は流通する訳ですから、県外に出て行ったり或いは県外から入ってきたりしているのが現状です。私はこの業が必要かどうかと言うときに、県内自給率というのはひとつの指標になるかと思っています。もうひとつの、一民間業者に対して、何年間も健全に経営できるのか、商売の先があるのかというのを求めることは、そこは少し厳しいかと思っています。

田中委員：先程の高取側で事業をすることを含めて、所謂世間に影響を与える事業を実施するわけですから、どこまでこの採石場でまかなえるのかということがあって初めて、納得できるのではないのでしょうか。需要予測や需要見込みもないけれども、テリトリーだけ唾を付けておこうかというような、事業計画に見えるし、そういうことだけでアセスを了解して良いかという問題かと思っていますので、事業計画なり将来予測、需要見込みはどのくらいなのかということに記載いただいた方が良いのではないのでしょうか。

田中委員：予測が合っている、間違っているというのはこの審議会では審議出来ないと思います。しかし資料としてそういうものを提出されて然るべきではないかと思うのですが。

会長：分かりました。例えばもう少し細かい資料を添付するようにと求めることは可能なのでしょうか。

事務局：委員の仰っているのは事業の実現性、実効性の話かと思うのですが、事業者はあくまで実効性があるという前提で計画書を提出してきていると思うのです。

田中委員：いや、もう少し具体的に指標を出して欲しいということです。

事務局：あくまでも現在の事業者の供給量をひとつの物差しとして考えていると思います。確認しておりますのは、搬出の車両台数が大幅に増えることなく、現状を維持しながら進めて行くというのがこの会社の考え方です。これは交通面のアセスであったり、地元の皆さまへの配慮も含め、そうしていくという、法ではなく会社の判断です。ですから今の生産量をベースにしてこの計画を立てているというのが1点です。そうすると今の生産量が県内自給率の中でどのくらいを占めているのかということは行政データである程度つかめると思います。しかし、将来どうするかというのは事業者に求めたところで、作れるのかというのが、少しこちらとしては分かりかねます。

会長：ありがとうございます。今のことに関連して、資料に関係車両の運行計画というのがありますが、1日約700台というのは現状とあまり変わらないということですね。

事務局：はい。間違いございません。

会長：分かりました。もしいきなり700台となったらそれに関して何も書いていないと気になっていました。先程申し上げましたが、将来こういう姿でというのがあれば、事業者もそういうことに向かって行動せざる得ない訳ですし、委員のご懸念はある程度は払拭されたかと思えます。今回の審議会で私たちが求められていることは、知事の諮問に対して、つまり事業者が出してきた方法書に対し、部会から意見が出ました。この意見としてよろしければ、資料1-5の(案)というのを取って答申としたいと思うのですがいかがでしょうか。これはルールに乗って既定のところを行っているのでは決してないと強く申し上げます。今回、審議会で求められていることはこういうことで、委員の皆さまから出た意見は今後環境影響評価をする中で決して横に置かれるものではなく、事業者にも伝わりますし反映されていくことと思えます。諮問されたことを受けて、資料1-5を答申としたいのですがいかがでしょうか。

委員方：はい。結構です。

高柳委員：いいですか。例えば1のイで、粉じんの関係で散水のことに関しては「今の実施状況について詳細」とあります。4のウには「計画内容を具体的に記載」としか書いていません。今の事業が進んでいて、緑化計画も進んでいると思えます。緑化計画というのはいくらでも手が抜けるし、計画は書くことができます。ですから、今の事業者は、緑化計画をどういう風に実施しているかも含めて、計画書の中に記載する必要があると思えます。

会長：分かりました。4のウに修景緑化の実施状況を書くことも追記することはいかがですか。

事務局：先程、修景緑化については図面で見ていただきました。段階的に終わったところから実施すると記載されています。部会ではこれだけでは不明確なので、種子吹付か植樹か、そういうことまで準備書には記載していただきたいというのがこの指示でございます。

会長：つまり、不足しているところを記載しなさいというのが意見ですね。

高柳委員：そうではなくて、木は植えても枯れます。根付かないところはそのままにしておく。それでも行ったと言えば当局はそれでいいのかということを聞いています。

事務局：これについては部会でも議論になったのですが、これは長期戦になります。段階的緑化ですから、いくら木を植えて種をまいても、枯れたらそれはやり直してもらいます。そうしないと次へ進めません。個別認可がおりない、そういう枠組みになります。

高柳委員：しかし実際は、岩を削った後に根付かせるのは難しいし、傾斜も含めて計画ではこうなっていますが、もっと掘削しているところもあります。しかし、計画の中にあるということになれば、実際のところ

緑化計画の中身をアセスで問うだけの意志をこの場を出しておかなければなりません。

事務局：繰り返しになりますが、アセスというものを要件として、採石業者を行政指導、あるいは指導監督していくというのは、ご承知のとおり今始まったばかりです。これから見ていかななくてはいけないというのが1点です。もう1点は、調査予測評価の結果、措置の検討を盛り込んだ準備書が1年半後から2年後に提出されます。そこでもう一度知事が意見を述べるわけですから、また皆さまに議論いただきます。そこで議論していただく機会はあると思います。

会長：ですから、こういうことを正しく実施しているかは、またチェックし、指導監督していただくということになっているのですね。それでお願いしたいと思います。一番上の鑑に「段階的な事業進捗も踏まえて」とあります。実は最初もっと細かい部会報告、例えば景観のところに「段階的に」と書いた方が良いのかと思ったのですが、むしろ最初のところで押さえているため全てにかかってきますので、その方が良いかと思いました。今後、この審議会で確認していくことになりますので、委員の皆さまにはまたお世話になると思いますがよろしく願いいたします。では、改めまして資料1の5で答申とさせていただいてよろしいでしょうか。

高柳委員：今のままということですか。

会長：今のままです。今ご説明のあったようにここに書いてあることが実施されるかどうか、担保されるかどうかは、申し訳ないのですが諮問の内容から外れる訳でございませぬ。

高柳委員：分かりました。では「現在の散水の実施状況について詳細な」とありますが、実施状況ですね。同じように照らし合わせると「植栽の実施状況について」も聞くことが出来るわけですね。なぜ植栽のところで手を緩めるのか。実施計画は書いているといいますが計画だけですよね。散水では具体的なことまで詳しく聞いて、なぜ緑化の方を詳しく聞かないのですか。計画ではなく実施状況はどうなっているのでしょうか。

事務局：細かい資料がないのですが、アセス適用はこの事業所では今回初めてで、採石場のアセスは県内3件目です。全国的に見ても、採石場というのは厳しいところで10haとなっており、平均的に20、30ha、なかなか緑化というのが難しく、岩肌むき出しというのが現状です。今回、このアセスの意義があると感じているのは、今後計画していく上で、現在の事業地も含めて、緑化を計画的に進めていきなさいというのが、アセスの一つの重要な要素として事業者に行っていただくということだと思っています。散水というのは影響度の話ですから、実際現在どうしているのか、その上で今後どういう影響が出るのかももう少し詳細に予測し、緑化については今後どうしていくかに着眼しています。

高柳委員：ということは、理解できていませんでしたが、ここはまだ緑化をしていないということですか。

事務局：はい。

会長：散水はすでに実施していることなのでその実施状況についての詳細な記述を求め、緑化は今後の話な

ので計画的な取組を求めている、という違いがあるということですね。では改めまして1の5を答申とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：ありがとうございました。改めて気がつきますと、議事がたくさんあります。まだ一つ目でございますが、とても大切なことですので、大変熱心なご審議をありがとうございました。では、二つ目の議事に入らせていただきます。

## 【議事 2】

会長：二つ目の議事に移らせていただきます。「2 平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」でございます。資料 2 の 1 にありますように、平成 27 年 1 月 5 日付けで平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について知事より当審議会に対して諮問がございましたので、水質部会設置規定に基づき既に水質部会にてご審議をいただいております。では、水質部会における審議と結果について中澤水質部会長及び事務局よりご報告をお願い申し上げます。

中澤部会長：ただいま諮問されたことについてですが、平成 27 年 1 月 21 日に水質部会を開き、その改正案について審議しました。その結果当水質部会として適切なものであると結論づけたことを報告します。審議内容につきましては事務局より説明いたします。

事務局：資料に基づき説明

会長：ありがとうございます。特に 5 貢は奈良県と思いますが、年 1 回だったものを季節ごとにするといったところが非常に妥当なことと思います。それからローリング調査は、過去 10 年間全然検出されていなかったものについては全 8 カ所ですか、該当 8 カ所を 3・3・2 ぐらいに分けるのでしょうか。それで、毎回行うので、今年行うのは 3 カ所で、残りの 5 カ所に関しては今年はいりません。しかしその各地点が 3 年ごとにやるようにはしていきますという変更だったと主に思います。これに基づきましては資料 2 の 4 のように答申させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

委員：はい。

会長：改めまして部会の委員の先生方には感謝申し上げます。

中澤部会長：先程の環境評価の方にもありましたが、調査項目の方に SS というのがあって、SS が何を意味するのか分からず、どういう定義があるのでしょうか。先程の環境影響評価にもありましたが、SS が何か教えてもらえないでしょうか。

会長：SS が出てきたところにひとこと懸濁物質、というのを加えるというのはどうでしょうか。

事務局：それに限らず、用語について説明する箇所を設けさせていただいて入れさせてもらうということにさせていただきますでしょうか。

会長：はい、ありがとうございます。出せば良いという訳ではなくて、皆さまに分かっていただくことが肝心だと思います。特に、省略している言葉につきましては、せつかく用語解説がついておりますので。県民の皆さまにも分かり易くなると思いますし、知事にも分かり易くなると思います。それを踏まえた上で答申案とさせていただきますようお願いいたします。

委員：はい。

会長：ありがとうございます。それでは、次の議題にまいりたいと思います。

### 【議事 3】

会長：3つ目の議事に移らせていただきます。「3次期『奈良県環境総合計画』の策定について」でございます。本案件につきましては、資料3—1でございます。平成27年1月22日付けで知事より当審議会あてに諮問がありました。それでは事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：資料3—2をお願いします。1の概要のところの4行目ですが、現計画の計画期間が平成18年度から27年度までの10カ年であることから、今般、現総合計画における施策の効果検証及び課題抽出を行うとともに、それらを踏まえた新たな総合計画を策定するというものでございます。その裏面の4の(2)の①検討体制をご覧ください。環境審議会に環境計画策定部会を設置し、具体的な検討を行っていきたいと考えております。つきましては本日奈良県環境審議会条例第7条に基づいてこの部会の設置の承認をお願いします。また、資料3—3につきましては環境計画策定部会設置規定の案を定めております。これにつきましては他の部会、水質部会、環境影響評価部会と同様に定めたものでございます。

会長：ありがとうございました。つまり、知事から諮問がありましたので、部会を設けて部会で審議することにしたいとのご説明だったと思います。その部会の設置につきましては、奈良県環境審議会条例第7条の規定に基づきまして、部会の設置を当審議会において判断することになっております。そこで次期「奈良県環境総合計画」及び環境計画策定部会の設置について、併せてここでご意見、ご質問等ございましたらお願い申し上げます。部会の設置についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。では資料3—3のとおり、部会を設置させていただきたいと思います。それから先ほどの奈良県環境審議会条例によって、部会を作った場合は、部会長及び部会に属すべき委員、専門委員は会長が指名するということになっております。部会長につきましては、前回に引き続きまして久隆浩委員にお願いしたいと思っておりますが、久先生、いかがでございますか。

久委員：はい、承りました。

会長：ありがとうございます。なお、この部会に属する委員及び専門委員の指名につきましては、事務局と相談中で、決定後に改めて皆さまにご報告をさせていただきます。その他、何かこの部会に関しましてご意見ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。それでは改めまして、次期「奈良県環境総合計画」の策定にあたり、環境計画策定部会を設置し部会長に久委員を指名させていただくことといたします。よろしくをお願いいたします。現計画が実は来年度27年度までですので、来年度中の答申に向けて皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。では4つ目の議事に移らせていただきます。

#### 【議事 4】

会長：4 つめの議事に移らせていただきます。「4 環境影響評価審査部会の設置等についての変更について」でございます。奈良県環境影響評価条例の一部改正に伴い、審査部会の設置規定の一部を変更するというものです。事務局よりご説明をお願いできますでしょうか。

事務局：資料 4 をお願いします。先程、環境影響評価制度についてご説明させていただきましたが、今回の条例改正において、配慮書手続が新たに追加され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになっております。これに伴いまして、本審議会においても今後配慮書手続について、環境保全の見地からご審議いただくということになります。このため、環境影響評価審査部会の審議事項に、「配慮書について述べるべき事項」を追加させていただくものでございます。具体的にはその裏面に赤字部分で追加させていただいている、(2) のアの部分を追加させていただくものでございます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。4 月からは配慮書に関しても対象になるということで、この部分を設置等についての文書を改正する、ということでもございました。ただいまの説明について何かご意見ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：ありがとうございました。以上で本日予定しておりました審議については 1 から 4 全て終わりましたが、全体として何かご質問やご意見がございましたら、この機会によろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。本日は私の進行が悪く、予定をかなり大幅に超過してしまいましたことをお詫び申し上げます。しかし皆さまから熱心なご意見ご議論をいただきましたことは感謝申し上げたいと思います。